

修習給付金案内

(第74期)

【留意事項】

- ① この冊子には、修習給付金に関する必要な情報をまとめていますので、必ずお読みください。
- ② 提出書類は、期限までに提出（必着）してください。
期限後に提出された場合、原則として、修習給付金を支給することはできません。

司法研修所事務局
総務課・経理課

提出書類確認スケジュール

このスケジュールは、該当者の多い提出時期ごとに提出書類や期限について、参考としてまとめたものです。

必ずしも全員に該当するものではありませんので、各自で該当の頁を確認の上、間違いのないようにしてください。

なお、期限後に提出された場合、原則として、修習給付金を支給することはできません。

年	月	種類	提出対象者	提出書類	提出期限（必着）	提出先
令和 3年	3月	基本 給付	<u>全員</u>	振込口座届出書	<u>3月8日（月）</u>	経理課 経理係
		住居 給付	3月31日（水）に要件を具備している者	住居届（新規）， 賃貸借契約書（写）	4月7日（水）	総務課 人事係
		移転 給付	導入修習の開始に伴い転居した者	オンラインで行われるため、導入修習開始に伴う転居への 移転給付金の支給は想定されません。		
	4月	住居 給付	4月23日（金）～4月29日（木）の間に 要件を具備した者	住居届（新規）， 賃貸借契約書（写）	5月7日（金）	総務課 人事係
		移転 給付	分野別実務修習の開始に伴い転居し た者	移転届	5月7日（金）	経理課 経理係
	12月	移転 給付	集合修習（A班）の開始に伴い転居し た者	移転届	12月20日（月）	経理課 経理係
令和 4年	1月	住居 給付	1月28日（金）～2月1日（火）の間に要 件を具備した者（A班のみ）	住居届（新規）， 賃貸借契約書（写）	2月9日（水）	総務課 人事係
	2月	移転 給付	選択型実務修習（A班）の開始に伴い 転居した者	移転届	2月9日（水）	経理課 経理係
		移転 給付	集合修習（B班）の開始に伴い転居し た者	移転届	2月10日（木）	経理課 経理係

●住居給付金（住居届）について

- ※ 上記に記載した時期以外で、要件を具備（又は喪失、変更）した場合の住居届等の提出については、次のとおりです。
- ※ 住居届（新規）の提出期限は、要件を具備した日から7日以内（必着）です。
- ※ 住居届（喪失及び変更）は、当該事実が生じた後に速やかに提出してください。

●移転給付金（移転届）について

- ※ それぞれの修習の開始に伴い転居（司法研修所の寮への入寮、退寮も含む。）をした際は、移転届を提出してください。
- ※ 移転届の提出期限は、移転を伴う各修習開始の日から7日以内（必着）です。
- ※ 移転給付要件を具備した者は、移転届により移転の実情を速やかに届け出る必要があります。

提出先（問合せ先）

口座届出	① 司法研修所 経理課経理係（本館1階） ☎ 048-235-8973（直通）	(郵送する場合) 〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号
基本給付	② 司法研修所 総務課人事係（本館5階） ☎ 048-235-8971（直通）	※ 封筒に組・番号・氏名を記載し、左記の係宛てに送付する。

●郵送による提出について

提出先が異なる書類を、まとめて提出する場合の宛先は、②としてください。

●問合せについて

本案内を十分に読んだ上で、なお疑義が生じる場合には、提出先（問合せ先）に確認してください（問合せの際は、組、番号及び氏名を伝えてください。）。

【受付時間】

・窓口：午前8時30分から午後5時30分まで

・電話：午前9時から午後5時まで

※いずれも土日祝日を除きます。

目 次

各届出に関する注意・連絡事項	1
修習給付金とは（概要）	2
支給日等一覧表	3
基本給付金	4
① 支給額	4
② 振込口座届出書に関する注意・連絡事項	4
③ 振込口座として指定できる金融機関	5
住居給付金	6
① 支給要件	6
② 支給額	6
③ 届出	7
④ 支給の始期	8
⑤ 支給の終期	10
⑥ 事後の確認	10
⑦ 標準的な届出事例（類型別）	11
移転給付金	16
① 支給要件	16
② 路程及び支給額	16
③ 届出	17
所得税等の取扱い	18
① 所得税・住民税	18
② 健康保険	18
③ 年金	18
④ その他	19
よくある質問	20
① 住居給付金	20
② 移転給付金	23
③ その他	25
提出書類の様式・記載例	26
① 振込口座届出書（様式）	26
② 住居届（様式、記載例）	27
③ 移転届（様式、記載例）	33

(資料)

裁判所法（抄）

(法令の略称)

法：裁判所法

司法修習生の修習給付金の給付に関する規則

規則：司法修習生の修習給付金の給付に関する規則

各届出に関する注意・連絡事項

- 1 届出書の記載に当たっては、記載例をよく読んで、正確に記載してください。
- 2 黒のペン又はボールペンを用いて、漏れなくかい書で丁寧に記載してください。
- 3 記載した事項を訂正する場合は、誤って記載した事項を二重線「=」で抹消の上、抹消した部分の上部に正しい事項を記載してください（修正液又は修正テープ等は使用不可）。
- 4 修習給付金の支給方法については、振込口座届出書により届出がされた指定口座への振込に限ります（現金払不可）。
- 5 疎明資料の提出遅滞などにより、支給日（3頁参照）に受給できないことがあります。
- 6 提出期限を超過すると、原則として、住居給付金及び移転給付金を受給できませんので、届出に遗漏のないよう十分に注意してください。
- 7 必要な届出を怠り、又は事実と異なる届出をしたことにより、不正受給等が生じた場合には、非違行為として罷免、修習の停止又は戒告の処分や注意の措置を受けることがあります。
- 8 届出書の様式は、最高裁判所ウェブサイトにも掲載されていますので、各自ダウンロードして利用してください。
なお、総務課人事係（本館5階）又は経理課経理係（本館1階）の各窓口において直接受け取ることも可能です。
- 9 メールでの問合せは受け付けておりません。
- 10 提出された届出書に不備があった場合、担当者から確認又は指示の連絡をすることがありますので、各書類の連絡先には、日中確実に連絡可能な電話番号（携帯電話等）を記入してください。

修習給付金とは（概要）

法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るため、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を行う必要があることから、裁判所法の一部が改正され（平成29年法律第23号）、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則が制定されました。

○修習給付金の種類等（法第67条の2第1項、第2項）

司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間（以下「通常修習期間」という。）、修習給付金（基本給付金・住居給付金・移転給付金）を支給します。

○基本給付金（法第67条の2第3項、規則第1条、第2条）

給付期間ごとに13万5,000円を支給します。

なお、通常修習期間の末日の属する給付期間（第13回）及び次の期間を含む給付期間について、日割りによって計算した額を支給します。

- ① 司法修習生としての身分を保有しない期間
- ② 修習停止期間

○住居給付金（法第67条の2第4項、規則第4条、第5条）

自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている場合で、最高裁判所の定める様式により届出が行われた場合に、給付期間ごとに3万5,000円を支給します。

なお、通常修習期間の末日の属する給付期間（第13回）及び次の期間を含む給付期間について、日割りによって計算した額を支給します。

- ① 司法修習生としての身分を保有しない期間
- ② 修習停止期間
- ③ 司法研修所において修習（導入修習、集合修習）をするために住所又は居所の移転をした司法修習生が最高裁判所が設けた寮、自宅等に居住した期間
- ④ ③に準ずる期間として最高裁判所が定める期間

○移転給付金（法第67条の2第5項、規則第10条、第11条）

修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められる場合で、最高裁判所の定める様式により届出が行われた場合に、最高裁判所の定める路程に応じた定額を支給します。

支給日等一覧表（予定）

給付期間	支給日	
	基本給付金	住居給付金
第1回 令和3年3月31日～4月29日	令和3年4月15日	令和3年5月17日
第2回 4月30日～5月30日	5月17日	6月15日
第3回 5月31日～6月29日	6月15日	7月15日
第4回 6月30日～7月30日	7月15日	8月16日
第5回 7月31日～8月30日	8月16日	9月15日
第6回 8月31日～9月29日	9月15日	10月15日
第7回 9月30日～10月30日	10月15日	11月15日
第8回 10月31日～11月29日	11月15日	12月15日
第9回 11月30日～12月30日	12月15日	令和4年1月17日
第10回 12月31日～令和4年1月30日	令和4年1月17日	2月15日
第11回 1月31日～2月27日	2月15日	3月15日
第12回 2月28日～3月30日	3月15日	4月15日
第13回 3月31日～修習終了日 ※	4月15日	5月16日

移転給付金

支給すべきことを認定した日以後に到来する上記の支給日
 ※ 事務処理の都合上、直近の支給日に支給されない場合があります。

※ 修習終了日については、別途、集合修習開始前にお知らせする予定です。

基本給付金



※ 住居給付金又は移転給付金の支給には、別途、住居届又は移転届の提出が必要です。

提出対象者	提出書類	提出期限（必着）	提出先
<u>全員</u>	振込口座届出書	<u>3月8日（月）</u>	経理課経理係

◎支給額

一の給付期間につき、13万5,000円（規則2条1項）

ただし、通常修習期間の末日の属する給付期間等については、日割りによって計算されます。
(規則2条1項ただし書、2項)

◎振込口座届出書に関する注意・連絡事項

- 1 修習給付金（基本給付金、住居給付金及び移転給付金）は、司法修習生本人の名義の口座に振り込む方法により支給します。
振込口座届出書には、本人名義の口座（旧姓及び通称の口座は不可）を記載し、氏名のフリガナは金融機関に届け出たフリガナを記載してください。
- 2 複数の口座を指定することはできません。
- 3 振込を確実に行う必要があることから、やむを得ない事情がある場合を除き、振込口座の変更は控えてください。
なお、改姓、銀行の統廃合など、届出内容に変更が生じる場合には、振込口座の名義等を変更する前に提出先の経理課経理係に連絡してください。
- 4 ゆうちょ銀行の通帳には、「記号・番号」と「店番・口座番号」の2種類が記載されていますが、「記号・番号」（5桁・8桁）を記載してください。
- 5 振込口座届出書により提供を受けた個人情報については、修習給付金の支給に関する事務を実施する目的のため、当該事務の委託を受けた者に提供することがあります。

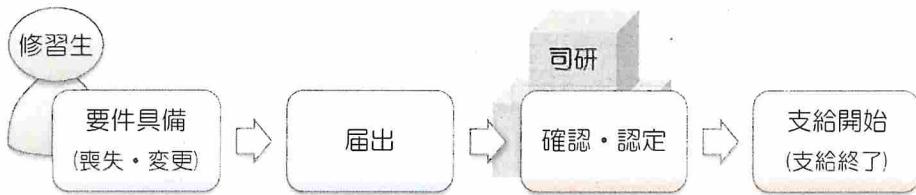
◎振込口座として指定できる金融機関

振込口座として指定できる金融機関は、日本国内の都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫、ゆうちょ銀行、信託銀行、信用組合、農業協同組合等です。

なお、次の金融機関には振込はできません。 ※ 令和2年10月2日現在

セブン銀行	バンクネガラインドネシア
a u じぶん銀行	オーバーシー・チャイニーズ銀行
大和ネクスト銀行	ユバフーアラブ・フランス連合銀行
ニューヨークメロン信託銀行	D B S銀行
GMOあおぞらネット銀行	コメルツ銀行
スタンダードチャータード銀行	ウリィ銀行
バークレイズ銀行	オーストラリア・コモンウェルス銀行
クレディ・アグリコル銀行	ステート・ストリート銀行
兆豊國際商業銀行	

住居給付金



◎支給要件

住居給付金の支給対象者は、次の①～③の要件（住居給付要件）をすべて満たし、所定の様式（住居届）により居住の実情を届け出た者です。（法67条の2第4項、規則5条）

① 自ら居住するため

※ 賃貸借契約期間の始期を迎えているだけでなく、現に当該住宅に居住している必要があります。

② 住宅（賃間を含む。）を借り受け

③ 家賃（使用料を含む。）を支払っている

※ フリーレント（家賃免除）期間はこの要件を満たしているとは言えません。

※ 電気、ガス、水道等の料金や住宅ローンの返済金は家賃ではありません。

ただし、次に掲げる住宅の全部又は一部を司法修習生が借り受けて当該住宅に居住している場合、住居給付金は支給されません。（法67条の2第4項、規則4条1項）

▶ 配偶者、父母又は配偶者の父母が所有する住宅

▶ 配偶者、父母又は配偶者の父母が借り受け、居住している住宅

※ 配偶者には、婚姻の届出をしておらず、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。以下、これらの住宅を「配偶者等住宅」といいます。

◎支給額

一の給付期間につき、3万5,000円（規則4条2項）

ただし、次に掲げる給付期間等については、日割りによって計算されます。（規則4条2項ただし書、3項）

▶ 支給日等一覧表（予定）（3頁）第13回

▶ 規則4条3項各号に掲げる期間を含む給付期間
(ex. 司法研修所の寮に居住した期間)

◎届出

区分	提出対象者	提出書類	提出期限	提出先
新規	住居給付要件を具備した者	・住居届（新規） ・賃貸借契約書（写）	要件を具備した日から <u>7日以内</u>	総務課 人事係
喪失	住居給付要件を喪失した者	・住居届（喪失）	<u>速やかに</u>	
変更	居住の実情に変更が生じた者 ※ 新規及び喪失の場合を除く。	・住居届（変更） ・賃貸借契約書（写）		

住居給付要件を具備（又は喪失、変更）した者は、居住の実情を速やかに届け出る必要があります。（規則5条）

ただし、新規の区分に該当する者は、後述のとおり届出日が支給の始期に影響しますので、必ず要件を具備した日から7日以内（必着）（7日目が裁判所の休日に当たる場合は、裁判所の休日の翌日まで（裁判所の休日に関する法律2条））に届け出してください。

(注) (1) これらの届出は、平成29年11月1日付け司法研修所長通知「司法修習生の規律等について」第4に定める身上等に関する届出とは別の届出ですので、届出漏れのないように注意してください。

(2) やむを得ない事情により賃貸借契約書（写）の提出が遅れるときは、必ず住居届のみ期限内に先に提出し、当該契約書（写）が整い次第速やかに提出してください。

(3) 賃貸借契約書（写）は、抜粋ではなく、約款を含む全頁の写しを提出してください（両面印刷及び縮小コピー可）。

なお、賃貸借契約書が作成されていない場合には、契約に関する貸主の証明書を提出してください。同証明書の様式は、最高裁判所ウェブサイトからダウンロードできるほか、総務課人事係（本館5階）の窓口において直接受け取ることが可能です。

(4) 認定の際に疑義が生じた場合には、提出書類に掲げる書類の他に、別途疎明資料を求めることがあります。

(5) 住居給付金の支給を受けている者が、転居等により対象となる住宅に居住しなくなった場合は、対象住宅の賃貸借契約が継続していたとしても、原則として住居給付要件を喪失するので、「喪失」の届出が必要となります（転居先が別の賃貸住宅である場合は、「変更」の届出が必要となります。）。

ただし、導入修習又は集合修習の期間については、その間に対象住宅の賃貸借契約を継続し（家賃等の支払を含む。），かつ、導入修習又は集合修習の終了後に対象住宅に戻って居住する場合に限り、①司法研修所の寮に入寮する者は、例外的に届出不要となり、②自宅や実家、配偶者の所有する住宅等に居住する者は、「変更」の届出をすることになります（集合修習をオンラインで行うこととなった場合はこの限りでない。）。なお、これらの期間は住居給付金の支給対象にはなりません。

詳細は、標準的な届出事例（類型別）の類型B（12頁）及び類型C（13頁）を参照してください。

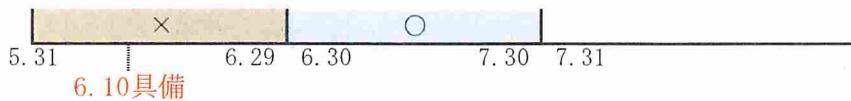
◎支給の始期

原 則

要件具備日の属する給付期間の次の給付期間（要件具備日が給付期間の初日であるときは、要件具備日の属する給付期間）から支給を開始します。（規則7条1項）

【事例】

- a 要件具備日が R3. 6. 10 の場合 ⇒ 要件具備日の属する給付期間の次の給付期間である第4回（R3. 6. 30～R3. 7. 30）から支給される。



- b 要件具備日が R3. 5. 31 の場合 ⇒ 要件具備日が給付期間の初日であるため、要件具備日の属する給付期間である第3回（R3. 5. 31～R3. 6. 29）から支給される。

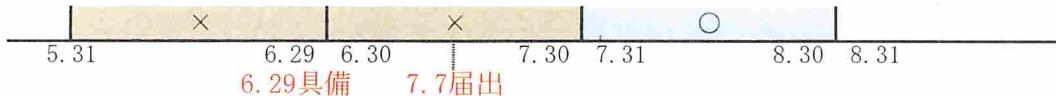


注 意

要件具備日から7日を経過した後に届出がされたときは、その届出を受理した日の属する給付期間の次の給付期間（その日が給付期間の初日であるときは、その日の属する給付期間）から開始します。（規則7条1項ただし書）

【事例】

- 要件具備日が R3. 6. 29 で、同日から7日を経過した後の日である R3. 7. 7 に届出がされた場合 ⇒ 届出を受理した日の属する給付期間の次の給付期間である第5回（R3. 7. 31～R3. 8. 30）から支給される。



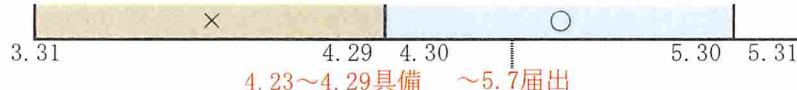
このような事態を避けるため、必ず要件を具備した日から7日以内（必着）に届け出でください。

特 例

分野別実務修習又は選択型実務修習（A班のみ）の開始に伴い実務修習開始日の前日までに新たに要件を具備し、かつ、実務修習開始日の翌日から起算して7日以内に届出をしたときは、実務修習開始日の属する給付期間から住居給付金の支給を開始します。（規則7条2項）

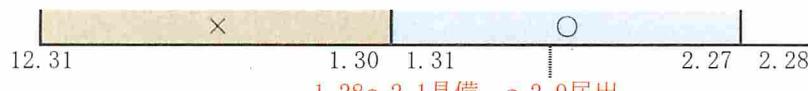
第74期分野別実務修習の開始日は 令和3年4月30日（金）（予定） であり、特例は次のとおりです。

要件具備日が R3.4.23～R3.4.29 の間で、実務修習開始日の翌日から起算して7日以内である R3.5.7 までに届出がされた場合 ⇒ 分野別実務修習開始日の属する給付期間である第2回（R3.4.30～R3.5.30）から支給される。



第74期選択型実務修習（A班）の開始日は 令和4年2月2日（水）（予定） であり、特例は次のとおりです。

要件具備日が R4.1.28～R4.2.1 の間で、実務修習開始日の翌日から起算して7日以内である R4.2.9 までに届出がされた場合 ⇒ 選択型実務修習開始日の属する給付期間である第11回（R4.1.31～R4.2.27）から支給される。

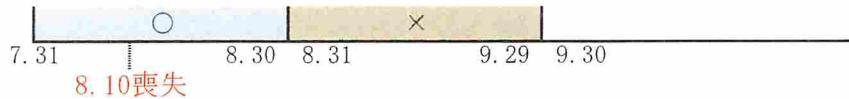


◎支給の終期

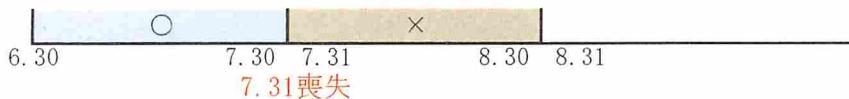
住居給付金の支給は、要件を欠くに至った日の属する給付期間（その日が給付期間の初日であるときは、その日の属する給付期間の前の給付期間）をもって终わります。（規則7条1項）

【事例】

- a 要件喪失日が R3.8.10 の場合 ⇒ 要件喪失日の属する給付期間である第5回（R3.7.31～R3.8.30）まで支給される。



- b 要件喪失日が R3.7.31 の場合 ⇒ 要件喪失日が給付期間の初日であるため、要件喪失日の属する給付期間の前の給付期間である第4回（R3.6.30～R3.7.30）まで支給される。



◎事後の確認

現に住居給付金の支給を受けている者が住居給付要件を具备しているかどうか、確認する場合があります。（規則9条）

◎標準的な届出事例(類型別)

〈注意〉第74期A班の修習日程（予定）を基に説明しています。

〈凡例〉**賃貸住宅**：住居給付要件の具備（法67条の2第4項）

寮：司法研修所の寮（規則4条3項3号）

自宅等：司法修習生が所有する住宅、無償住宅又は配偶者等住宅
(規則4条3項4号、5号)

【類型A】

賃貸住宅に居住し、修習を終えるまで転居しない者

日程	R3				R4			
	3/31	4/24	4/30		12/8	12/13	1/29	2/2
	導入修習	移動日	分野別実務修習		移動日	集合修習	移動日	選択型修習等
住居	賃貸住宅							
支給	○(3/31～)							

↑
届出
(新規)

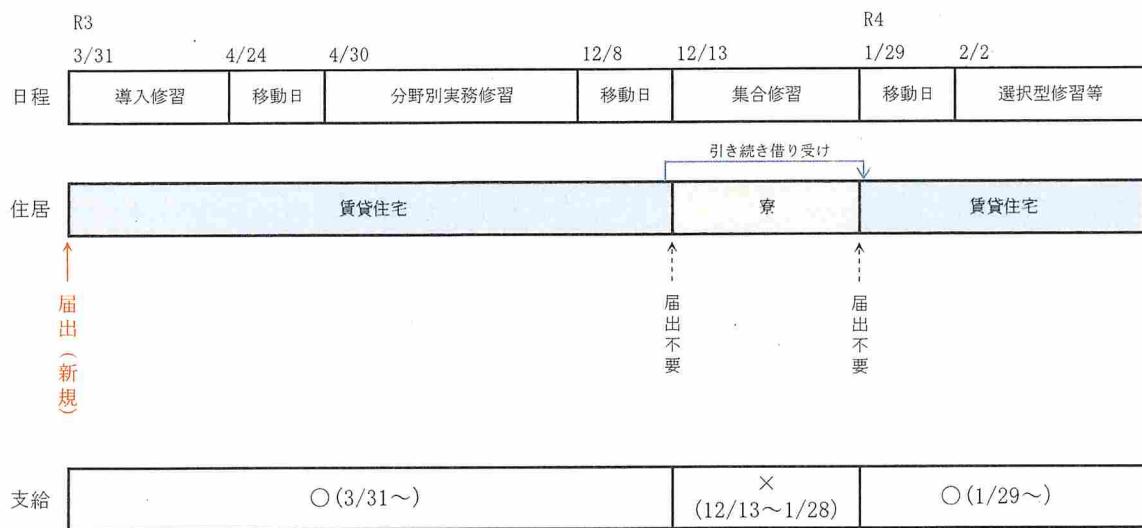
届出（新規）

3月31日（水）に要件を具備している者は、**4月7日（水）まで**に届け出でください。4月8日（木）以降に届け出た場合、第1回（3月31日～4月29日）にかかる住居給付金は支給されません。

支給の始期の詳細については、8頁を参照してください。

【類型B】

賃貸住宅に居住し、集合修習の期間については司法研修所の寮を利用する者



※寮に居住する期間は日割り計算の対象となる。

届出（新規）

3月31日（水）に要件を具備している者は、4月7日（水）までに届け出でください。4月8日（木）以降に届け出た場合、第1回（3月31日～4月29日）にかかる住居給付金は支給されません。

支給の始期の詳細については、8頁を参照してください。

【類型C】

導入修習及び集合修習の期間については司法修習生が所有する住宅、実家等無償で居住することができる住宅（以下「無償住宅」という。）又は配偶者等住宅を利用し、分野別及び選択型の実務修習の期間については賃貸住宅に居住する者

日程	R3			R4		
	導入修習 3/31	移動日 4/24	分野別実務修習 4/30	移動日 12/8	集合修習 12/13	移動日 1/29
住居	自宅等	賃貸住宅	賃貸住宅	自宅等	賃貸住宅	
支給	× (3/31～4/29)	○ (4/30～)		×	(12/13～1/28)	○ (1/29～)

引き続き借り受け

※自宅等に居住する期間は日割り計算の対象となる
(集合修習をオンラインで行うこととなった場合は
この限りでない。)。

導入修習中、司法修習生が所有する住宅、無償住宅又は配偶者等住宅に居
住する場合は、実務修習地等に住宅を借り受けっていても、第1回（R3. 3. 31
～R3. 4. 29）にかかる住居給付金は支給されません。

①届出（新規）

分野別実務修習開始日の前日である4月29日（木）までに新たに要件を具備した場合は、5月7日（金）までに届け出てください。提出期限の詳細については、9頁の特例の項目を参照してください。

②届出（変更）

居住の実情に変更が生じた日以後、速やかに届け出てください。

※ 集合修習をオンラインで行うこととなった場合に自宅等を利用する場合は、賃貸住宅を引き続き借り受けっていても喪失の届出が必要となり、賃貸住宅に再び居住したときに新規の届出が必要となります。

【類型D】

賃貸住宅に居住し、分野別実務修習の際に新たな賃貸住宅に転居し、集合修習の期間については司法研修所の寮を利用する者

日程	R3			R4			
	3/31	4/24	4/30	12/8	12/13	1/29	2/2
	導入修習	移動日	分野別実務修習	移動日	集合修習	移動日	選択型修習等
住居	賃貸住宅a	賃貸住宅b			寮	賃貸住宅b	
支給	↑ ①届出 (新規)	↑ ②届出 (変更)			↑ 届出不要	↑ 届出不要	
	○(3/31~)			×	(12/13~1/28)		○(1/29~)

※寮に居住する期間は日割り計算の対象となる。

①届出（新規）

3月31日（水）に要件を具備している者は、4月7日（水）までに届け出でください。4月8日（木）以降に届け出た場合、第1回（3月31日～4月29日）にかかる住居給付金は支給されません。

支給の始期の詳細については、8頁を参照してください。

②届出（変更）

居住の実情に変更が生じた日以後、速やかに届け出でください。

【類型E】

賃貸住宅に居住し、分野別実務修習の際に司法修習生が所有する住宅、無償住宅又は配偶者等住宅に転居し、集合修習の期間については司法研修所の寮を利用する者

R3		R4					
日程	3/31	4/24	4/30	12/8	12/13	1/29	2/2
住居	賃貸住宅	自宅等			寮	自宅等	
↑ ①届出 (新規)		↑ ②届出 (喪失)					
支給	○ (3/31～4/29)			×	(4/30～)		

①届出（新規）

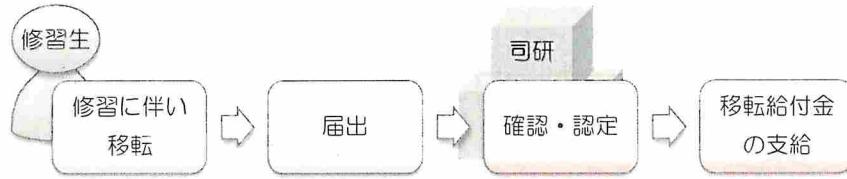
3月31日（水）に要件を具備している者は、4月7日（水）までに届け出でください。4月8日（木）以降に届け出た場合、第1回（3月31日～4月29日）にかかる住居給付金は支給されません。

支給の始期の詳細については、8頁を参照してください。

②届出（喪失）

要件喪失日以後、速やかに届け出でください。

移転給付金



◎支給要件

移転給付金の支給対象者は、修習に伴い住所又は居所を移転する必要があると認められ、かつ、現に移転（移転給付要件を具備）し、所定の様式（移転届）により移転の実情を届け出た者です。（法67条の2第5項、規則11条）

修習に伴い移転する必要があると認められることが必要ですので、すべての移転が対象となる訳ではありません。次のような移転などは支給の対象となりませんので、該当のおそれがある場合には、事前に経理課経理係に問い合わせてください。

- ・ 司法研修所又は実務修習地の地裁本庁から遠ざかる移転
- ・ 司法研修所又は実務修習地の地裁本庁の在勤地内での移転
※在勤地内の詳細については、23頁の7「支給要件」を参照してください。
- ・ 同一地域内（東京都特別区内、同一市町村内）での移転

◎路程及び支給額

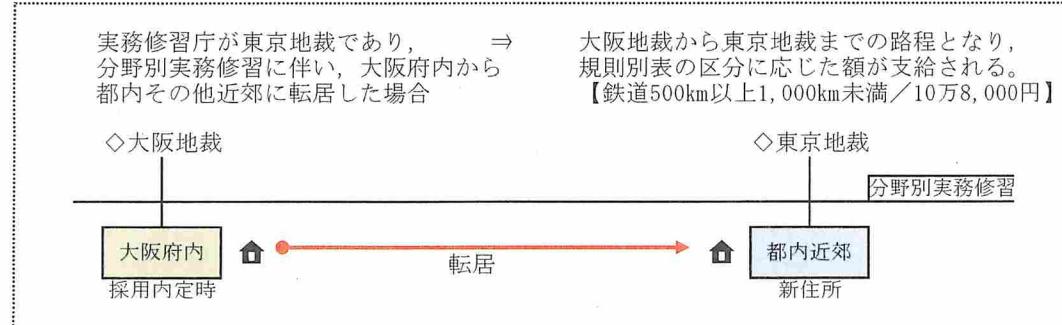
次の路程に応じた規則別表（資料参照）の定額による額が支給されます。（規則10条）

対象となる移転	路程
導入修習に伴う移転	オンラインで行われるため、導入修習開始に伴う移転への移転給付金の支給は想定されません。
分野別実務修習に伴う移転	採用内定時における住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所から 実務修習地の地方裁判所（支部を除く。）（※1）
集合修習に伴う移転（※2）	実務修習地の地方裁判所（支部を除く。）から 司法研修所
選択型実務修習に伴う移転（A班のみ）（※2）	司法研修所 から 実務修習地の地方裁判所（支部を除く。）

（※1）「採用内定時における住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所（支部を除く。）」と「実務修習地の地方裁判所（支部を除く。）」が同一になる場合の支給については、後日改めてお知らせします。

（※2）集合修習がオンラインで行われる場合は、原則として、集合修習及び選択型実務修習に伴う移転給付金の支給は想定されません。

【事例】



◎届出

提出対象者	提出書類	提出期限	提出先
移転給付要件を具備した者	移転届	移転をする原因となった修習の開始日の翌日から起算して <u>7日以内</u>	経理課 経理係

移転給付要件を具備した者は、移転届により移転の実情を速やかに届け出る必要があります。（規則11条）

- (注) (1) 認定の際に疑義が生じた場合には、別途疎明資料の提出を求めることがあります。
- (2) 住所又は居所の移転をする原因となった修習の開始の日（やむを得ず同日後に移転をした場合は、当該移転をした日）から7日を経過した後に届出がされたときは、移転給付金が支給されません。（規則12条ただし書）
したがって、必ず修習開始日の翌日から起算して7日以内（必着）に届け出でください。
- (3) 郵送等により実務修習地から提出する際は、配達にかかる日数に注意し、余裕をもって発送してください。
なお、郵送等では提出期限に間に合わない場合は、提出期限が到来する前に、必ず経理課経理係に問い合わせてください。
- (4) 修習の開始日及び移転届の提出期限は、次のとおりです。

年	修習区分	修習開始日	移転届提出期限（必着）
令和3年	導入修習	3月31日（水）	
	分野別実務修習	4月30日（金）	5月7日（金）
	集合修習（A班）	12月13日（月）	12月20日（月）
令和4年	選択型実務修習（A班のみ）	2月2日（水）	2月9日（水）
	集合修習（B班）	2月3日（木）	2月10日（木）

所得税等の取扱い

修習給付金の支給又は修習専念資金の貸与に伴い、所得税・住民税及び社会保険に関する手続が必要となる場合がありますので、遗漏のないように留意してください。

個々の司法修習生の事情によって、具体的な手続の要否、時期や方法等が異なります。手続の詳細や不明な点については、住居地を管轄する税務署等関係機関に問い合わせたり、各健康保険組合や住居地を管轄する市区町村のウェブサイトを参照するなどして確認を怠らないようにしてください（司法研修所及び実務庁会においては、問合せに答えることはできません。）。

◎所得税・住民税

修習給付金のうち基本給付金及び住居給付金は、所得税法上の「雑所得」に該当するため、確定申告の対象となります（移転給付金は、確定申告の対象外）。

詳細は、税務署に問い合わせるなどして確認してください。

(注) (1) 源泉徴収は行われません。

(2) 必要経費として控除することができる経費はありません。

また、基本給付金及び住居給付金は、所得税のほか、住民税の課税対象になります。

詳細は、各市区町村のウェブサイトを参照するなどして確認してください。

◎健康保険

現在、国民健康保険に加入している方は、採用後も同保険への加入を継続することになります。

他方、勤務先企業の健康保険組合等の被用者保険に加入している方や、ご家族が加入している保険制度（企業の健康保険組合等）の被扶養者として認定されている方については、国民健康保険への加入等の手続が必要となることがあります。

詳細は、健康保険組合や市区町村等に問い合わせるなどして確認してください。

◎年金

現在、第1号被保険者に該当する方は、採用後も資格の変更はありません。

他方、被用者年金制度（厚生年金等）の被保険者として第2号被保険者に該当している方や被扶養配偶者として第3号被保険者に該当している方は、原則として第1号被保険者への変更が必要となります。

詳細は、年金事務所や勤務先等に問い合わせるなどして確認してください。

（参考）国民年金法7条1項（被保険者の資格）（抄）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

- 一 日本国に住所を有する20歳以上60歳未満の者であつて次号及び第三号のいずれにも該当しないもの（以下「第1号被保険者」という。）
- 二 厚生年金保険の被保険者（以下「第2号被保険者」という。）
- 三 第2号被保険者の配偶者であつて主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもの（第2号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち20歳以上60歳未満のもの（以下「第3号被保険者」という。）

◎その他

(1) 扶養控除について（現在、親族等に扶養されている場合）

親族等に扶養され（扶養する親族等を、以下「扶養者」という。），所得税法上、扶養者の控除対象配偶者や控除対象扶養親族等となっている場合、原則として控除対象から外れることになります。そのため、扶養親族等を変更する扶養控除等（異動）申告書を扶養者の勤務先に提出する（扶養者が給与所得者の場合）等の手続が必要になります。

詳細は、扶養者の勤務先等に問い合わせるなどして確認してください。

(2) 支払通知書等の発行について

修習給付金の支給及び修習専念資金の貸与については、司法修習生に対し個別の支払通知書等は発行しません。各種手続に必要がある場合には、最高裁判所ウェブサイトに掲載されている交付日一覧や振込を受けた金融機関の預貯金通帳等を利用してください。

よくある質問

◎住居給付金

		Q	住居届の提出が期限に間に合ったかどうかは、消印の日付で判断されるのですか。
1	提出期限	A	消印ではなく、司法研修所に到着した日で判断されます。 郵送する場合は、配達にかかる日数に注意し、余裕をもって発送してください。 なお、提出期限を超過した場合、住居給付金の支給の有無に影響します。
2	提出期限	Q	① 住居届の提出が郵送では期限に間に合いそうにありません。どうしたらよいですか。 ② 住居届を提出期限の前々日にポストへ投函しましたが、期限までに届くか不安です。どうしたらよいですか。
		A	提出期限が到来する前に、司法研修所総務課人事係に問い合わせてください。 なお、(2)頁に記載の受付時間に注意してください。
3	提出期限	Q	第1回の給付期間から住居給付金を受給するためには、いつまでにどのような手続をしたらよいですか。
		A	令和3年3月31日に住居給付要件を具備した上で、 <u>4月7日まで</u> に住居届（新規）及び賃貸借契約書（写）を提出してください。 なお、司法修習生として採用される前から賃貸住宅に居住している場合も同様です。
4	事前提出	Q	司法研修所で修習をしている間に、次の修習開始に伴う転居分の住居届を事前に提出しておきたいのですが、可能ですか。
		A	事前提出は認められません。住居届は、居住の実情を届け出るものですので、要件を具備（又は喪失、変更）した後に速やかに提出してください。
5	入居日	Q	住居届（新規）記1の「賃貸住宅への入居日」には、いつの日付を記入すればよいですか。
		A	当該賃貸住宅につき生活の本拠として居住を開始した日を記入してください。
6	賃貸借契約書	Q	住居給付要件を具備しましたが賃貸借契約書が手元に届いていないため、住居届を期限までに提出することができそうにありません。どうすればよいですか。
		A	住居届のみを期限内に先に提出し、賃貸借契約書（写）は手元に届き次第、速やかに提出してください。 なお、必要書類が整った後に住居給付要件の確認及び認定を行いますので、当該書類が提出される時期によっては直近の支給日には支給されず、翌支給日以降に、複数回分がまとめて支給される場合があります。
7	賃貸借契約書	Q	賃借している住宅は、身内が所有するものであるため、賃貸借契約書を作成していません。どうすればよいですか。
		A	賃貸借契約書（写）に代わる書類として、契約に関する貸主の証明書が必要となります。 同証明書の様式は、最高裁判所ウェブサイトからダウンロードできるほか、司法研修所総務課人事係（本館5階）の窓口において直接受け取ることが可能です。

		Q	住居届（新規）の提出期限が「要件を具備した日から7日以内」とありますが、「要件を具備した日」とは具体的にいつのことですか。
8	要件具備日	A	①賃貸住宅への入居日（生活の本拠とした日）及び②家賃支払の対象となる賃貸借契約期間の始期（フリーレント（家賃免除）期間を除いた契約期間の初日）のうち、後に到来した日のことです（ただし、この日が採用日前の場合は採用日が「要件を具備した日」となります。）。 ※ 司法修習生名義で借り受け、司法修習生自身が家賃を支払っていることを前提としています。
9	支給の始期（特例）	Q	分野別実務修習の開始に伴い転居し、令和3年4月26日に住居給付要件を具備しましたが、住居届（新規）の提出日（司法研修所の受理日）が、要件具備日から7日を超えた5月7日となりました。 この場合、第2回の住居給付金は支給されないのでですか。
10	支給の始期（特例）	A	特例の適用がありますので、支給対象となります。 詳細は、9頁を参照してください。
11	フリーレント	Q	分野別実務修習の開始に伴い転居し、令和3年4月26日に住居給付要件を具備しましたが、住居届（新規）の提出日（司法研修所の受理日）が、分野別実務修習の開始日の翌日から起算して7日を超えた5月10日となりました。 この場合、第2回の住居給付金は支給されないのでですか。
12	ウィークリーマンション等	A	支給されません。 <u>住居給付金の特例が適用されるためには、実務修習開始日の翌日から起算して7日以内に届出をする必要があります。</u> 詳細は、9頁を参照してください。
13	親名義	Q	契約日からしばらく、フリーレント（家賃免除）となる期間がありますが、いつから住居給付金が支給されますか。
		A	住居給付要件（家賃の支払）が具備されるのは、フリーレント期間の末日の翌日です。当該具備日の属する給付期間の次の給付期間（要件具備日が給付期間の初日であるときは、要件具備日の属する給付期間）から支給を開始します。
		Q	ウイークリーマンション、マンスリーマンション、ホテル等の宿泊施設に居住（滞在）した場合、住居給付金は支給されますか。
		A	賃借期間によっては支給される場合があります。 また、別途、疎明資料を提出していただくことがあります。 詳細は、司法研修所総務課人事係に問い合わせてください。
		Q	現在、学生の時に親名義で借り受けた住宅に居住していますが、修習期間中も当該住宅に居住します（名義変更はしない） この場合、住居給付金は支給されますか。
		A	原則として、住居給付要件（自ら借受け）を具備していないことになりますが、事情によって例外的に支給される場合があります。例えば、低所得であることが原因で司法修習生自らの名義で借り受けることができず、かつ、父母等の借受名義人がその借受けに係る住宅に居住していない場合等は、住居給付要件（自ら借受け）を満たすものとして扱われます。その場合、賃貸借契約書（写）の他に、疎明資料として申述書（住居給付金）が必要となります。 同申述書の様式は、最高裁判所ウェブサイトからダウンロードできるほか、司法研修所総務課人事係（本館5階）の窓口において直接受け取ることが可能です。

《住居給付金》

		Q	配偶者と共同名義で借り受けた住宅に居住していますが、住居給付金は支給されますか。
14	共同名義	A	司法修習生が主として生計を支えている場合には、支給されることがあります。また、賃貸借契約書（写）の他に、別途疎明資料を提出していただきます。詳細は、司法研修所総務課人事係に問い合わせてください。 ※ 「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。以下同じ。
15	共同名義	Q	配偶者も司法修習生で、その配偶者と共同名義で借り受けた住宅に居住している場合、それぞれに住居給付金が支給されますか。
		A	どちらか一方の司法修習生（夫又は妻）のみが支給対象となります。
16	ルームシェア	Q	友人名義で賃借している住宅にルームシェアをしており、家賃を半分負担しています。この場合、住居給付金は支給されますか。
		A	住居給付要件（自ら借受け）を具備していないため、支給されません。
17	支給日等	Q	住居届を提出しましたが、住居給付金が支給されていません。どうしてですか。
		A	例えば、次の理由が考えられます。 ① 給付期間に対応する支給日が到来していない。 ※ 住居給付金の支給日は、基本給付金の支給日より1か月ずつ遅れて設定されています（3頁参照）。 ② 住居届の提出が要件具備日から7日を超えたことにより、支給の始期が直近の支給日ではなく、翌支給日以降となっている。 ※ 住居届の提出から支給日までは、最長で3か月程度の期間を要する場合があります（3頁及び8頁参照）。 ③ 企画第二課等に提出する「現住所届」、「住所変更届」等の提出と間違えている（7頁（注）（1）参照）。 ※ 住居給付金の受給には <u>「住居届（給付金関係）」の提出</u> が必要です。 ④ 賃貸借契約書（写）が提出されていない。

◎移転給付金

		Q	移転届の提出が期限に間に合ったかどうかは、消印の日付で判断されるのですか。
1	提出期限	A	消印ではなく、司法研修所に到着した日で判断されます。 郵送する場合は、配達にかかる日数に注意し、余裕をもって発送してください。 なお、提出期限を超過した場合、原則として、移転給付金を支給することはできません。
2	提出期限	Q	① 移転届の提出が郵送では期限に間に合いそうにありません。どうしたらよいですか。 ② 移転届を提出期限の前々日にポストへ投函しましたが、期限までに届くか不安です。どうしたらよいですか。
		A	提出期限が到来する前に、司法研修所經理課經理係に問い合わせてください。 なお、(2)頁に記載の受付時間に注意してください。
3	提出期限	Q	移転届は、修習開始の日から7日を経過した後に提出されたときは届出遅滞と定められていますが、具体的な期限を教えてください。
		A	移転を伴った各修習の開始の日の翌日から起算して7日以内（7日目が土・日・祝日に当たるときは、その翌日まで延長される。）に移転届を提出する必要があります。開始の日が自由研究日であっても提出期限は変わりませんので、(1)頁の提出書類確認スケジュールや17頁の提出期限を必ず参照してください。
4	提出期限	Q	17頁(注)(2)にある「やむを得ず同日後に移転をした場合」とは、どのようなケースが該当しますか。
		A	それぞれの事案に応じて判断することになりますが、司法修習生が入院などのため修習開始の日までに転居できなかったケースなどが考えられます。
5	事前提出	Q	司法研修所で修習をしている間に、次の修習開始に伴う転居分の移転届を事前に提出しておきたいのですが、可能ですか。
		A	事前提出は認められません。移転届は、移転の実情を届け出るものなので、移転日以降に速やかに提出してください。
6	証明書類	Q	移転届に賃貸借契約書（写）等の証明書類を添付する必要はありますか。
		A	提出時に添付することは要しません。ただし、認定にあたり疑義が生じた場合には、別途疎明資料の提出を求めることがあります。 なお、賃貸借契約書（写）等を「 <u>住居届（給付金関係）</u> 」に添付した（する）場合は、移転届にその旨を記載してください。また、旧住所又は現住所が自宅等の場合は、その詳細（実家、親戚宅等）も必ず記載してください。
7	支給要件	Q	「修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められない場合」とは、どのようなケースですか。
		A	司法研修所又は実務修習地の本庁から遠ざかる移転、近距離の移転である在勤地内（司法研修所又は実務修習地の地裁本庁からおおむね8キロメートル圏内）での移転、同一地域内（東京都特別区内、同一市町村内）での移転などが考えられます。 このような移転に該当するおそれがある場合には、事前に司法研修所經理課經理係に問い合わせてください。
8	ホテル等	Q	ホテルなどへの滞在は、移転給付金の支給対象となりますか。
		A	ホテルを生活の本拠としたと認め得る程度に長期間滞在した場合（修習にかかる全期間滞在した場合など）は、認められる場合があります。その場合、宿泊証明書や領収書などの疎明資料の提出を求める場合があります。

《移転給付金》

9 同居	Q	司法修習生同士が同居している場合は、それぞれに移転給付金が支給されますか。
	A	それから移転届が提出され、それが支給要件を満たしていれば、それに移転給付金が支給されます。

◎その他

1	振込口座の名義変更	Q	婚姻により改姓しました。改姓に伴い、届け出た振込口座の名義（フリガナ）を変更したいのですが、どのような手続が必要ですか。
		A	振込口座の名義を変更する前に、司法研修所経理課経理係に連絡してください。
2	所得税等	Q	所得税・住民税、健康保険及び年金の各手続について教えてください。
		A	個々の司法修習生の事情によって、具体的な手続の要否、時期や方法等が異なります。 詳細は、18頁を参照してください。
3	扶養	Q	現在、親族に扶養されていますが、修習給付金を受給することにより、必要な手続はありますか。
		A	扶養者の勤務先等に問い合わせるなどして確認してください。 詳細は、19頁のその他(1)を参照してください。
4	支払通知書等	Q	修習給付金が支払われたことがわかる書面はもらえますか。
		A	支払を通知する書面は発行していません。 詳細は、19頁のその他(2)を参照してください。

●提出先

司法研修所経理課経理係(本館1階)
☎048-235-8973(直通)

《郵送の場合》

〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号
封筒に組・番号・氏名を記載し、左記の係宛てに送付する。

年 月 日

司法研修所 御中

組 番 修習地:

氏名

連絡先

振込口座届出書

修習給付金の振込口座について、下記のとおり届け出ます。

なお、最高裁判所が修習給付金の給付に関して提供を受けた下記の個人情報を、修習給付金の給付に関する事務を実施する目的のために、当該事務の委託を受けた者に提供することについて同意します。

記

フリガナ	※必ず金融機関に届け出たフリガナを記入する
氏名 (口座名義人)	※修習生本人の口座に限る

振込先 (一般銀行等又はゆうちょ銀行のいずれかを選択し、記入する)

一般銀行等	名称	※該当する箇所を○で囲む		
		銀行	本店	
		信用金庫	支店	
預金種別	普通 (総合)	信用組合	出張所	
		コード	銀行等コード	店舗コード
		口座番号	※右詰めとし、空欄には「0」を記入する	
ゆうちょ銀行	コード	銀行等コード	店舗コード	
		9 9 0 0	0 0 0	
		番号	記号	番号
1	0			

注意事項

- ゆうちょ銀行の場合、振込可能口座は総合口座(記号の1桁目が「1」から始まるもの)に限ります。
- 振込先の名称、コード、口座番号、口座名義(フリガナ)は、正確に記入してください。

●提出先

司法研修所総務課人事係(本館5階)

☎048-235-8971(直通)

«郵送の場合»

〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号

封筒に組・番号・氏名を記載し、左記の係宛てに送付する。

※提出期限は、要件を具備した日から7日以内(必着)。期限後に提出された場合、支給の有無に影響します。

年　月　日

司法研修所長 殿

第　期司法修習生

(　組　番　修習地：　　)

氏名_____

連絡先_____

住居届(給付金関係:新規)

住居給付要件を具備しましたので、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則

第5条の規定に基づき届け出ます。

なお、居住の実情について、下記のとおり申述します。

記

1 賃貸住宅への入居日

年　月　日

2 賃貸借契約に関する事項

添付書類(賃貸借契約書の写し等)のとおり

3 賃貸住宅の所有者等(記載事項を確認の上、□に✓を付する。)

次に掲げる住宅に該当しない。

(1) 配偶者、父母又は配偶者の父母が所有する住宅

(2) 配偶者、父母又は配偶者の父母が借り受け、居住している住宅

記載例

〇〇年〇〇月〇〇日

司法研修所長 殿

第〇〇期司法修習生

氏名の記入を忘れずに。
連絡先は、日中確実に連絡
可能な番号を記入する。

(〇〇組〇〇番 修習地：〇〇〇)

氏名 司法太郎

連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

住居届（給付金関係：新規）

住居給付要件を具備しましたので、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則

第5条の規定に基づき届け出ます。

なお、居住の実情について、下記のとおり申述します。

記

1 賃貸住宅への入居日

〇〇年〇〇月〇〇日

契約期間の始期ではなく、実際に入居した日
(生活の本拠とした日)を記入する。

2 賃貸借契約に関する事項

添付書類（賃貸借契約書の写し等）のとおり

賃貸借契約書が作成されていない場合は、賃貸人作成の賃貸借契約証明書を提出する。
証明書の様式については、最高裁判所ウェブサイトからダウンロードできるほか、総務課人事係（本館5階）の窓口において直接受け取ることができる。

3 賃貸住宅の所有者等（記載事項を確認の上、□に✓を付する。）

次に掲げる住宅に該当しない。

(1) 配偶者、父母又は配偶者の父母が所有する住宅

(2) 配偶者、父母又は配偶者の父母が借り受け、居住している住宅

●提出先

司法研修所総務課人事係(本館5階)

☎048-235-8971(直通)

«郵送の場合»

〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号

封筒に組・番号・氏名を記載し、左記の係宛てに送付する。

※要件喪失後、速やかに提出してください。

年　月　日

司法研修所長 殿

第　期司法修習生

(　組　番　修習地：　　)

氏名

連絡先

住居届（給付金関係：喪失）

住居給付要件を喪失しましたので、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則

第5条の規定に基づき届け出ます。

なお、居住の実情について、下記のとおり申述します。

記

1 住居給付要件を喪失した日

年　月　日

2 喪失事由（該当する□に✓を付し、必要事項を記載する。）

賃貸住宅を退去した。

その他（　　）

記載例

〇〇年〇〇月〇〇日

司法研修所長 殿

第〇〇期司法修習生

氏名の記入を忘れずに。
連絡先は、日中確実に連絡
可能な番号を記入する。

(〇〇組〇〇番 修習地：〇〇〇)

氏名 司法太郎

連絡先 〇九〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

住居届（給付金関係：喪失）

住居給付要件を喪失しましたので、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則

第5条の規定に基づき届け出ます。

なお、居住の実情について、下記のとおり申述します。

記

1 住居給付要件を喪失した日

〇〇年〇〇月〇〇日

ex. 賃貸住宅を退去した日

2 喪失事由（該当する□に✓を付し、必要事項を記載する。）

賃貸住宅を退去した。

その他（）

他の場合は、「家賃の支払い免除」等
具体的な事由を記載する。

●提出先
司法研修所総務課人事係(本館5階) 〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号
☎048-235-8971(直通) 封筒に組・番号・氏名を記載し、左記の係宛てに送付する。

※居住の実情の変更後、速やかに提出してください。

年 月 日

司法研修所長 殿

第 期司法修習生

(組 番 修習地 :)

氏名

連絡先

住 居 届 (給付金関係: 変更)

居住の実情に変更が生じましたので、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則第5条の規定に基づき届け出ます。

なお、居住の実情について、下記のとおり申述します。

記

1 居住の実情に変更が生じた日

年 月 日

2 変更事由 (該当する□に✓を付する。)

他の賃貸住宅に転居した。

なお、新たな賃貸借契約に関する事項は、添付書類（賃貸借契約書の写し等）のとおりであり、当該住宅は、次に掲げる住宅に該当しない。

(1) 配偶者、父母又は配偶者の父母が所有する住宅

(2) 配偶者、父母又は配偶者の父母が借り受け、居住している住宅

導入修習又は集合修習に伴い、自宅等に転居した。

なお、導入修習又は集合修習の終了後は、元の賃貸住宅に戻る予定である。

記載例

〇〇年〇〇月〇〇日

司法研修所長 殿

第〇〇期司法修習生

氏名の記入を忘れずに。
連絡先は、日中確実に連絡
可能な番号を記入する。

(〇〇組〇〇番 修習地：〇〇〇)

氏名 司法太郎

連絡先 〇九〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

住居届（給付金関係：変更）

居住の実情に変更が生じましたので、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則第5条の規定に基づき届け出ます。

なお、居住の実情について、下記のとおり申述します。

記

1 居住の実情に変更が生じた日

〇〇年〇〇月〇〇日

ex. 転居日

2 変更事由（該当する□に✓を付する。）

他の賃貸住宅に転居した。

なお書き以下について
ても必ず確認する。

なお、新たな賃貸借契約に関する事項は、添付書類（賃貸借契約書の写し等）のとおりであり、当該住宅は、次に掲げる住宅に該当しない。

(1) 配偶者、父母又は配偶者の父母が所有する住宅

(2) 配偶者、父母又は配偶者の父母が借り受け、居住している住宅

賃貸借契約書が作成されていない場合は、賃貸人作成の賃貸借契約証明書を提出する。証明書の様式については、最高裁判所ウェブサイトからダウンロードできるほか、総務課人事係（本館5階）の窓口において直接受け取ることができる。

導入修習又は集合修習に伴い、自宅等に転居した。

なお、導入修習又は集合修習の終了後は、元の賃貸住宅に戻る予定である。

元の賃貸住宅に戻らない場合は「変更」ではなく「喪失」の届出が必要。

「自宅等」とは、修習生が所有する住宅、無償住宅又は配偶者等住宅をいう。（規則4条3項4号、5号）

●提出先

司法研修所経理課経理係(本館1階)

☎048-235-8973(直通)

《郵送の場合》

〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号

封筒に組・番号・氏名を記載し、左記の係宛てに送付する。

※ 提出期限は、各修習の開始日の翌日から起算して7日以内(必着)。期限後に提出された場合、

原則として、支給できません。

年 月 日

司法研修所長 殿

第 期司法修習生

(組 番 修習地 :)

氏名

連絡先

移 転 届 (給付金関係)

修習 (□導入修習 □分野別実務修習 □集合修習 □選択型実務修習) に伴い
住所 (又は居所) を移転しましたので、司法修習生の修習給付金の給付に関する規
則第11条の規定に基づき届け出ます。

なお、移転の実情について、下記のとおり申述します。

記

1 旧住所

自宅等 賃貸住宅 司法研修所の寮

()

2 現住所

自宅等 賃貸住宅 司法研修所の寮

()

(移転日 年 月 日)

3 証明する書類

旧住所につき、賃貸借契約書の写し等を「住居届 (給付金関係)」に添付
し提出 (済み・予定)

現住所につき、賃貸借契約書の写し等を「住居届 (給付金関係)」に添付
し提出 (済み・予定)

※ 該当する□に✓を付し、必要事項を記載する。

※ 自宅等に該当する場合、実家、親戚宅、本人所有など詳細を()に記載する。

※ 司法研修所の寮に該当する場合、寮名・棟・部屋番号を住所欄に記載する。

記載例

〇〇年〇〇月〇〇日

司法研修所長 殿

第〇〇期司法修習生

氏名の記入を忘れずに。
連絡先は、日中確実に連絡
可能な番号を記入する。

(〇〇組〇〇番 修習地：〇〇〇)

氏名 司法太郎

連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

移 転 届 (給付金関係)

修習（□導入修習 分野別実務修習 □集合修習 □選択型実務修習）に伴い
住所（又は居所）を移転しましたので、司法修習生の修習給付金の給付に関する規
則第11条の規定に基づき届け出ます。

なお、移転の実情について、下記のとおり申述します。

- 1 旧住所 「自宅等」には、実家、親戚
宅など無償住宅一般を含む。
自宅等 賃貸住宅 司法研修所の寮
さいたま市〇〇区××町6-7-8 (親戚宅)
- 2 現住所 自宅等 賃貸住宅 司法研修所の寮
大阪市××区〇〇町1-2-3-405 ()
- 3 証明する書類
 旧住所につき、賃貸借契約書の写し等を「住居届（給付金関係）」に添付
し提出（済み・予定）
 現住所につき、賃貸借契約書の写し等を「住居届（給付金関係）」に添付
し提出（済み・○予定○）

- ※ 該当する□に✓を付し、必要事項を記載する。
※ 自宅等に該当する場合、実家、親戚宅、本人所有など詳細を（ ）に記載する。
※ 司法研修所の寮に該当する場合、寮名・棟・部屋番号を住所欄に記載する。

(資料)

裁判所法（抄）

昭和22年4月16日法律第59号

第六十七条の二（修習給付金の支給）司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金を支給する。

- ② 修習給付金の種類は、基本給付金、住居給付金及び移転給付金とする。
- ③ 基本給付金の額は、司法修習生がその修習期間中の生活を維持するために必要な費用であつて、その修習に専念しなければならないことその他の司法修習生の置かれている状況を勘案して最高裁判所が定める額とする。
- ④ 住居給付金は、司法修習生が自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下この項において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っている場合（配偶者が当該住宅を所有する場合その他の最高裁判所が定める場合を除く。）に支給することとし、その額は、家賃として通常必要な費用の範囲内において最高裁判所が定める額とする。
- ⑤ 移転給付金は、司法修習生がその修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められる場合にその移転について支給することとし、その額は、路程に応じて最高裁判所が定める額とする。
- ⑥ 前各項に定めるもののほか、修習給付金の支給に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

司法修習生の修習給付金の給付に関する規則

平成29年8月4日最高裁判所規則第3号

司法修習生の修習給付金の給付に関する規則を次のように定める。

司法修習生の修習給付金の給付に関する規則

（基本給付金及び住居給付金の支給）

第一条 基本給付金（裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号。以下「法」という。）第六十七条の二第二項に規定する基本給付金をいう。以下同じ。）及び住居給付金（同項に規定する住居給付金をいう。以下同じ。）は、給付期間（同条第一項に規定する修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間（以下「通常修習期間」という。）をその開始の日（以下「開始日」という。）又は各月において開始日に応当する通常修習期間内の日（開始日に応当する日がない月においては、その月の末日）から各翌月の開始日に応当する日（開始日に応当する日がない月においては、その月の末日）の前日（当該前日が通常修習期間内にないときは、通常修習期間の末日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。以下同じ。）ごとに支給する。

(基本給付金の額)

第二条 基本給付金の額は、一の給付期間につき十三万五千円とする。ただし、通常修習期間の末日の属する給付期間の基本給付金の額は、当該給付期間にその末日の翌日から次の開始日に応当する日（開始日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下同じ。）の前日までの期間を加えた期間の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

2 次の各号に掲げる期間を含む給付期間の基本給付金の額は、当該給付期間（通常修習期間の末日の属する給付期間の場合にあっては、当該給付期間にその末日の翌日から次の開始日に応当する日の前日までの期間を加えた期間）の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

一 司法修習生としての身分を保有しない期間（給付期間の中途において法第六十八条第一項若しくは第二項の規定により罷免された場合における罷免された日の翌日から当該給付期間の末日までの期間又は給付期間の中途において再び採用された場合における当該給付期間の初日から再び採用された日の前日までの期間をいう。第四条第三項第一号において同じ。）

二 法第六十八条第二項の規定により修習の停止を命じられた期間（第四条第三項第二号において「修習停止期間」という。）

3 司法修習生が死亡したときは、その死亡した日の属する給付期間まで基本給付金を支給し、当該給付期間の基本給付金の額は、前二項の規定の例による額とする。

(基本給付金の支給の方法)

第三条 基本給付金は、最高裁判所の定める日に、最高裁判所の定める方法により支給する。

(住居給付金の額等)

第四条 法第六十七条の二第四項に規定する最高裁判所が定める場合は、司法修習生の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母又は配偶者の父母が所有し、又は借り受け、居住している住宅及び最高裁判所がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を司法修習生が借り受けた当該住宅に居住している場合とする。

2 住居給付金の額は、一の給付期間につき三万五千円とする。ただし、通常修習期間の末日の属する給付期間の住居給付金の額は、当該給付期間にその末日の翌日から次の開始日に応当する日の前日までの期間を加えた期間の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

3 次の各号に掲げる期間を含む給付期間の住居給付金の額は、当該給付期間（通常修習期間の末日の属する給付期間の場合にあっては、当該給付期間にその末日の翌日から次の開始日に応当する日の前日までの期間を加えた期間）の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

一 司法修習生としての身分を保有しない期間

二 修習停止期間（次号から第六号までに掲げる期間に該当する期間を除く。）

三 司法研修所において修習するために住所又は居所の移転をした司法修習生（次号及び第五号において「移転者」という。）が最高裁判所が設けた寮又はこれに相当する施設として最高裁判所が定める施設に居住した期間

四 移転者が無償で提供される住宅又はこれに相当する住宅に居住した期間

五 移転者が第一項に規定する住宅に居住した期間

六 前三号の期間に準ずる期間として最高裁判所が定める期間

4 司法修習生が死亡したときは、その死亡した日の属する給付期間まで住居給付金を支給し、当該給付期間の住居給付金の額は、前二項の規定の例による額とする。

(住居給付金に係る届出)

第五条 法第六十七条の二第四項に規定する住居給付金の支給に関する要件（以下「住居給付要件」という。）を具備するに至った司法修習生は、住居給付要件を具備していることを証明する書類を添付して、最高裁判所の定める様式により、その居住の実情を速やかに最高裁判所に届け出なければならない。住居給付金の支給を受けている司法修習生の居住の実情に変更があった場合についても、同様とする。

(住居給付金に係る確認及び認定)

第六条 最高裁判所は、司法修習生から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その司法修習生が住居給付要件を具備するときは、その司法修習生に住居給付金を支給すべきことを認定しなければならない。

(住居給付金の支給の始期及び終期)

第七条 住居給付金の支給は、司法修習生が住居給付要件を具備するに至った日（以下この項において「要件具備日」という。）の属する給付期間の次の給付期間（要件具備日が給付期間の初日であるときは、要件具備日の属する給付期間）から開始し、司法修習生が住居給付要件を欠くに至った日の属する給付期間（その日が給付期間の初日であるときは、その日の属する給付期間の前の給付期間）をもって終わる。ただし、住居給付金の支給の開始については、第五条の規定による届出がこれに係る要件具備日から七日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する給付期間の次の給付期間（その日が給付期間の初日であるときは、その日の属する給付期間）から行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、司法修習生が、司法修習生に関する規則（昭和二十三年最高裁判所規則第十五号）第七条第一項の規定に基づき司法研修所長が地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会に委託して行わしめる修習の開始に伴い当該修習の開始の日として最高裁判所が定める日（以下この項において「実務修習開始日」という。）の前日までに新たに住居給付要件を具備し、かつ、第五条の規定による届出を実務修習開始日から七日以内にしたときは、当該実務修習開始日の属する給付期間から住居給付金の支給を開始する。

(住居給付金の支給の方法)

第八条 住居給付金は、最高裁判所の定める日に、最高裁判所の定める方法により支給する。

(住居給付要件の事後の確認)

第九条 最高裁判所は、現に住居給付金の支給を受けている司法修習生が住居給付要件を具備しているかどうかを隨時確認するものとする。

(移転給付金の額)

第十条 移転給付金（法第六十七条の二第二項に規定する移転給付金をいう。以下同じ。）の額は、最高裁判所の定める路程に応じた別表の定額による額とする。

(移転給付金に係る届出)

第十一条 法第六十七条の二第五項に規定する移転給付金の支給に関する要件（以下この条及び次条において「移転給付要件」という。）を具備するに至った司法修習生は、移転給付要件を具備していることを証明する書類を添付して、最高裁判所の定める様式により、その移転の実情を速やかに最高裁判所に届け出なければならない。

(移転給付金に係る確認及び認定)

第十二条 最高裁判所は、司法修習生から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る

事実を確認し、その司法修習生が移転給付要件を具備するときは、その司法修習生に移転給付金を支給すべきことを認定しなければならない。ただし、その届出が、住所又は居所の移転をする原因となった修習の開始の日（やむを得ず同日後に移転をした場合にあっては、当該移転をした日）から七日を経過した後にされたときは、この限りでない。

(移転給付金の支給の方法)

第十三条 移転給付金は、最高裁判所の定める日に、最高裁判所の定める方法により支給する。

(補則)

第十四条 この規則に定めるもののほか、修習給付金の支給に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定は、この規則の施行後に採用された司法修習生について適用し、この規則の施行前に採用された司法修習生については、適用しない。

別表（第十条関係）

区分	額
鉄道五十キロメートル未満	四六、五〇〇円
鉄道五十キロメートル以上百キロメートル未満	五三、五〇〇円
鉄道百キロメートル以上三百キロメートル未満	六六、〇〇〇円
鉄道三百キロメートル以上五百キロメートル未満	八一、五〇〇円
鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満	一〇八、〇〇〇円
鉄道千キロメートル以上千五百キロメートル未満	一一三、五〇〇円
鉄道千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	一二一、五〇〇円
鉄道二千キロメートル以上	一四一、〇〇〇円

備 考

路程の計算については、水路及び陸路四分の一キロメートルをもって鉄道一キロメートルとみなす。